

令和6年度

公園内における移動販売（キッチンカー）事業者の募集要項

1. 目的

「我孫子市公共施設におけるキッチンカー出店基本方針」に準じ、公園の便益と魅力の向上を図るとともに、交流人口の拡大を推進する賑わいづくりを図ることを目的とします。

2. 内容

公園内での移動販売（キッチンカー）による出店販売者を募集します。応募をする際には、現地状況をよく確認して下さい。

(1) 出店を募集する公園

- ・我孫子、天王台地区：手賀沼公園、高野山桃山公園
- ・湖北地区：湖北台中央公園、五本松公園
- ・新木、布佐地区：气象台記念公園、利根川ゆうゆう公園

(2) 出店対象者及び出店内容

令和6年度移動販売（キッチンカー）事業者の登録申請書を令和7年1月末までに提出した者。

(3) 出店規模

- ・1店当たりの使用（許可）面積は、一律10m²とします。
- ・公園内の出店場所は、公園利用者の支障とならず現状復旧が容易な場所とします。ただし、手賀沼公園については、別紙「手賀沼公園移動販売（キッチンカー）範囲」のとおりとします。
- ・出店数は各公園とも1日当たり数店とします。ただし、手賀沼公園については、1日の出店上限店舗数を5店舗（台）とします。

(4) 販売品目

酒類を除く飲食物（保健所から飲食店その他の営業許可が必要な業種にかかる営業許可を得た販売物）を基本とします。ただし、手賀沼公園については、我孫子市のP-P-F-I事業（オープンカフェ）との競合を避けるため、「珈琲、かき氷、焼き芋」の販売を不可とします。

(5) 出店可能期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとします。

※上記期間中であっても、市の事業等により出店できない日もあります。

(6) 出店可能時間

午前10時から午後4時までとします。

（片付け後、午後5時までに退出すること）

(7) 出店料（公園使用料）

○1日310円（10㎡当たり）

※既納の出店料は、特別な理由があると認められた場合をのぞき、還付しません。（我孫子市使用料条例第6条の規定による）

(8) 出店申込方法

別紙「都市公園内行為許可申請書」及び「出店予定表」を、出店希望月の前月の1日から15日までに（ただし、令和6年4月分については、令和6年3月25日までに）、Eメールにて我孫子市都市部公園緑地課公園係まで、提出願います。なお、各公園ともEメール先着順とし、1日の出店上限店舗数に達した後の申込にはお断りの連絡をいたします。また、Eメール以外での申込は受理いたしません。

Eメールアドレス：abk_kitchencar@city.abiko.chiba.jp

3. 応募要件等

(1) 応募ができない者

次のいずれかに該当する者は、申請することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員など）。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ③ 役員等（参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ④ 役員等（参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう）が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に基づく観察処分を受けている者。
- ⑤ 市税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）。
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）。

(2) 応募者の資格

応募することができる者は、次の全てに該当する者としてします。

- ① 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者。
- ② 食品衛生法に基づき、飲食店その他の営業許可が必要な業種にかかる営業許可を得た者で、保健所が定める衛生管理ができ、衛生的に販売品を取り扱うことができる者。
- ③ 我孫子市内において、自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有する者。

(3) 出店上の遵守事項等

出店者には、以下の事項を遵守していただきます。

- ① 出店営業中は、市が交付する「許可書」を常に外から見える位置に掲示すること。
- ② 店の意匠や販売員の服装が公園の景観と著しく不調和でないこと。
- ③ 酒類の販売は行わないこと。
- ④ 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
- ⑤ 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。火気使用の場合は、消火器を必ず設置すること。
- ⑥ 公園利用者および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、BGMの使用等はしないこと。
- ⑦ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- ⑧ 雨天等により、やむを得ず出店を中止する場合は、事前にEメール等で市に報告すること。
- ⑨ 出店者は、店およびその周辺を適宜清掃し、公園の美化に努めること。
- ⑩ 出店者は、必ずごみ箱を店の近くの見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- ⑪ 出店により生じた排水は、公園内設備（排水溝・排水桝・園内トイレ等）に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- ⑫ アレルゲン表示を適切に行うこと。
- ⑬ 基本的な感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- ⑭ 市が実施する園内での工事などについて、事業に配慮し協力すること。

(4) 車両の進入および退出について

- ① 園内を車両で走行する際は、公園利用者の安全を最優先とし、徐行やハザードランプ点灯などによる安全運転に努めること。
- ② 車両は、園内の許可された場所以外に駐車しないこと。また、出店営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。
- ③ 車両退出の際は、使用した場所を元の状況に戻すこと。
- ④ 公園ゲートの出入りの際は、必ず閉鎖してから移動すること。

4. 応募方法について

(1) 募集期間：令和6年3月1日（金）～令和7年1月31日（金）

(2) 応募書類

- ① 応募登録申請書
- ② 営業許可書の写し
- ③ 生産物賠償責任保険（PL保険）証明書の写し
- ④ 食品衛生責任者の写し
- ⑤ 使用する車両の車検証の写し及び運転免許証の写し
- ⑥ 出店方法が分かる画像（写真等）
 - ・ ナンバープレートを確認できるような写真
 - ・ 内装、装備等が確認できる写真
 - ・ 全体の色や意匠が確認できる写真
（車幅・車高を記入して下さい。）

* 以上の書類をもとに、公園緑地課で審査を行います。

* 応募要件等を満たし、事業者登録された事業者には、別途、「都市公園内行為許可申請書」を提出していただきます。

5. 問い合わせ先

担 当 我孫子市 都市部 公園緑地課 公園係
住 所 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地
電話番号 04-7185-1111（代）（内線 20-561、363）

* 平日：午前8時30分から午後5時まで

* メールアドレス：abk_kitchencar@city.abiko.chiba.jp

手賀沼公園移動販売（キッチンカー）範囲



<p>都市公園内行為許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 〒</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては主な事務所の 所在地、名称、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次のとおり関係図書を添えて、都市公園内における行為の許可を申請します。</p>	
行為の目的	キッチンカー出店
行為の期間	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
行為を行う都市公園名	
行為を行う場所又は公園施設	
行為の内容	飲食物の販売
公園の復旧方法	(原状回復)・(その他)
そ の 他	使用面積 ㎡
	使用人数 人
	写真機の台数 (写真撮影の場合) 台
備考	

出店日程表

店舗名称

1) 手賀沼公園

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月																																

2) 高野山桃山公園

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月																																

3) 湖北台中央公園

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月																																

4) 五本松公園

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月																																

5) 气象台記念公園

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月																																

6) 利根川ゆうゆう公園

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月																																

応募登録申請書

令和 年 月 日

我孫子市長 宛

「公園内における移動販売（キッチンカー）事業者の募集要項」（以下「要項」という。）の内容を理解の上、出店したいので、次のとおり登録を申込みます。

なお、下記出店者は、要項に規定された「応募ができない者」に該当しないことを誓約し、同「応募ができない者」の規定の①から⑥までの各項目について、出店者店舗及び代表者が、我孫子市長又は我孫子市長が指名した職員により調査されることに同意します。

1. 出店者概要

住所または所在地	(〒 -)
氏名または店舗名称 代表者名	ふりがな
	㊟
担当者名	ふりがな
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
その他	

2. 計画

販売する品目と販売予定価格

販売する品目	販売価格

(これ以上の項目がある場合は、任意の用紙を付け足すこと。)

3. その他 (確認事項など)

--

4. 提出書類チェックシート

提出前に、チェックシートに☑を入れていただき、ご確認ください。

- ①応募登録申請書 (本申請書)
- ②営業許可書の写し
- ③生産物賠償責任保険（P L 保険）証明書の写し
- ④食品衛生責任者の写し
- ⑤車検証の写し及び運転免許証の写し
- ⑥出店方法が分かる画像